平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

整理番号	5 ― 31

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	児童手当支給事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	淡 路 至 尊		氏名	渡 部 憲 一
事業の概要	１２歳到達後、最初に迎える３月３１日までの間にある児童(小学校終了前の児童)を養育している方に対して、児童手当を支給する。３歳未満一律１万円(月額)、３歳以上 第１子 ５千円(月額)、第２子 ５千円(月額)、第３子 １万円(月額)					

全体計画	/単年度繰返		
(平成 20 年度～ 24 年度)			
事業費	国･道支出金	47,026	千円
	地方債		千円
	その他		千円
	一般財源	18,820	千円
	事業費計	65,846	千円

実施方法	■ 直営	民間委託	その他（　　）

第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業	非登載事業	優先度	B

事業の位置付け			
政策目標	2	ぬくもり･雄武～保健･医療･福祉の充実～	
基本施策	8	子育ち･子育ての充実	
単位施策	3	少子化問題への対応	
事務事業の種類		自治事務	■ 法定受託事務
その他計画･根拠等	児童手当法		

事業費	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(見込)	24年度(計画)
実施年度					
国･道支出金	21,248 千円	19,319 千円	3,216 千円	千円	2 千円
地方債	千円	千円	千円	千円	千円
その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
雄武町負担額（一般財源）	8,477 千円	8,271 千円	1,384 千円	千円	1 千円
合計	29,725 千円	27,590 千円	4,600 千円	千円	3 千円

2　事務事業の目的･内容（Plan･Do）

【誰、何が（対象）】	小学校修了前までの児童を監護する町民	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	養育に係る費用が及ぼす生活費等の圧迫の軽減及び解消。	全受給者への支給		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	養育者の金銭的不安を解消するとともに、今後、出産を向かえる若い世代に対して養育に関する安心が得られた。	① 対象児童数	目標年度	22年度
			目標値	347 名
			実績値	347 名
			達成度	100.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	児童を養育している方の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上が図られる。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①金銭支給	６月に２ヶ月分を受給者へ支給した。（以降、子ども手当）

3　事務事業の評価(Check)

(1) 事務事業の必要性(町民ニーズ･社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性)

必要 必要／概ね必要／課題あり	■義務的なもの ■全部 □一部	自治体の義務的事業であり、児童を養育している方へ支給することで、生活の安定、児童の健全な育成、資質の向上を図るため必要と判断される。

(2)事務事業の有効性(期待する効果が得られたか)

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	受給対象者に滞りなく支給することで、目的は十分達成されたと判断される。

(3)事務事業の効率性(コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 □事業費抑制 □人員削減 □時間短縮･作業軽減 ■その他	児童手当法に基づく事務であり効率的である。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	法による自治体の義務的事業であり、公平性は保たれている。

4　総合評価【A～D】

A:計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B:ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C:当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D:事業効果が表れていない。事業の統合、休･廃止の検討が必要　等

自己評価(一次評価)	評価会議評価(二次評価)	町長評価(三次評価)
A		
児童を養育している方へ支給することで生活の安定、児童の健全な育成、資質の向上を図るため計画どおり事業を進めることができた。		

今後の展開方向
(Action)

休止		
子ども手当法施行(児童手当法に被さる形)で休止扱いとなり、子ども手当が支給されるようになったが、子ども手当法が２３年９月迄のつなぎ法のみ可決されているため、児童手当法が復活される可能性もあり得る。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し･変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項(アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入)